

政令第二百九十七号

お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）第十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「当該寄附金の寄附目的に係る事業を所管する大臣又は都道府県知事の意見書」を削る。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理 由

都道府県等の事務負担の軽減を図るため、寄附金付郵便葉書等に付加される寄附金の配分を受けるための申請の手続における意見書の添付を不要とする必要があるからである。